二十一号	一般国道二十三	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　名古屋市緑区大高町別所山にある一般国道二十三号と一般国道三百二号との交点 ロ　愛知県海部郡飛島村梅之郷中梅にある一般国道二十三号と一般国道三百二号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　鈴鹿市野町字西山にある一般国道二十三号と三重県道四十一号との交点 ロ　同市御薗町字郷堂にある一般国道二十三号と三重県道五十四号との交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　津市河芸町三行字橡本にある一般国道二十三号と三重県道六百五十一号との交点 ロ　同市野田字高栗にある一般国道二十三号と三重県道六百五十七号との交点
二十二号	一般国道二十四	次に掲げる地点の間で供用されている区間（奈良県磯城郡田原本町大字阪手にある一般国道二十四号と奈良県道五十号との交点を経由するものに限る。） 一　天理市中町にある一般国道二十四号同士の交点 二　橿原市新堂町にある一般国道二十四号同士の交点
二十三号	一般国道二十五	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　天理市川原城町にある一般国道二十五号と一般国道百六十九号との交点 二　同市中町にある一般国道二十四号と一般国道二十五号との交点
二十四号	一般国道二十六	次に掲げる地点の間で供用されている区間（阪南市箱作にある一般国道二十六号と阪南市道一号との交点及び大阪府泉南郡岬町淡輪にある一般国道二十六号と大阪府道二百五十九号との交点を経由するものに限る。） 一　阪南市字鳥取中にある一般国道二十六号同士の交点 二　大阪府泉南郡岬町淡輪にある一般国道二十六号同士の交点
二十五号	一般国道二十七	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間（福井県三方郡美浜町坂尻にある一般国道二十七号と京丹波町道十一号との交点を経由するものに限る。） イ　福井県三方郡美浜町佐田にある一般国道二十七号と福井県道二百二十五号との交点 ロ　同町佐柿にある一般国道二十七号同士の交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間（京都府船井郡京丹波町下山にある一般国道二十七号と京都府道二十六号との交点を経由するものに限る。） イ　京都府船井郡京丹波町下山にある一般国道二十七号同士の交点 ロ　同町富田にある一般国道二十七号同士の交点

二十六号	一般国道二十九	次に掲げる地点の間で供用されている区間（姫路市石倉にある一般国道二十九号と兵庫県道四百二十号との交点を経由するものに限る。） 一　姫路市相野にある一般国道二十九号同士の交点 二　同市石倉にある一般国道二十九号同士の交点
二十七号	一般国道三十	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　玉野市田井二丁目にある一般国道三十号と玉野市道十一号との交点 二　同市築港一丁目にある一般国道三十号と玉野市道百十一号との交点
二十八号	一般国道三十二	次に掲げる地点の間で供用されている区間（丸亀市綾歌町岡田下字西小椎尾にある一般国道三十二号と一般国道四百三十八号との交点を経由するものに限る。） 一　丸亀市綾歌町岡田東字大縄にある一般国道三十二号同士の交点 二　同市綾歌町岡田上字今滝にある一般国道三十二号同士の交点
二十九号	一般国道三十三	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　高知県吾川郡いの町天神町にある一般国道三十三号といの町道天神インター北線との交点 ロ　同町鎌田にある一般国道三十三号と高知県道三十九号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　高知県吾川郡いの町天神町にある一般国道三十三号といの町道天神インター北線との交点 ロ　高知県吾川郡いの町天神町にある一般国道三十三号と高知県道三十六号との交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間（愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神にある一般国道三十三号と愛媛県道二百七号との交点を経由するものに限る。） イ　愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神にある一般国道三十三号同士の交点 ロ　松山市久谷町にある一般国道三十三号同士の交点
三十号	一般国道三十九号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　北見市北上にある一般国道三十九号と北海道道二百六十一号との交点 二　同市端野町川向にある一般国道三十九号と北海道道千二十四号との交点
三十一号	一般国道四十一	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　美濃加茂市御門町二丁目字赤池上にある一般国道四十一号と一般国道二百四十八号との交点 ロ　岐阜県加茂郡川辺町石神字東関にある一般国道四十一号と一般国道四百十八号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間（下呂市小坂町門坂字出合にある一般国道四十一号と下呂市道門坂四号線との交点を経由するものに限る。） イ　下呂市小坂町門坂にある一般国道四十一号同士の交点 ロ　高山市久々野町渚にある一般国道四十一号同士の交点